

事務連絡
平成 27 年 5 月 29 日

(介護予防) 通所介護事業所 各位
(介護予防) 認知症対応型通所介護事業所 各位

介護保険課長 藤原真人

指定通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合の届出について（通知）

日頃、当市の介護保険事業につきまして御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、平成 27 年度介護保険制度改正に伴い、当市の介護保険事業所の基準条例の改正を行い、平成 27 年 4 月 1 日より施行しました。これにより、指定通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス（以下、宿泊サービスという。）を行う場合は事前に指定権者への届出が必要となりました。

よって、新規で宿泊サービスを行う事業者又は既に宿泊サービスを行っている事業者は、以下の内容にご留意のうえ、届出を行ってください。

また、当該宿泊サービス中の事故について、指定通所介護事業同様に報告を行う必要がありますので、併せてご注意願います。

なお、当該内容及び届出様式については、盛岡市ホームページに掲載しております。

記

1 サービス種別

(介護予防) 通所介護，療養通所介護，(介護予防) 認知症対応型通所介護

2 届出方法 届出様式に適宜必要事項を記載し，3を添付のうえ届出ること。

3 添付書類 運営規程，平面図，勤務表，資格証の写し

4 届出期日 平成 27 年 5 月 29 日以降新規で宿泊サービスを行う事業者
→**宿泊サービス提供開始前までに届出**
平成 27 年 5 月 29 日現在既に宿泊サービスを行っている事業者
→**平成 27 年 9 月末日までに届出**

5 届出先 盛岡市介護保険課事業所指定係

6 根拠条例及び該当条項

盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第 102 条 4 項，第 111 条の 2 第 4 項，第 119 条第 4 項，第 131 条

盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 100 条第 4 項，第 106 条の 2 第 4 項

盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第 64 条第 4 項，第 79 条の 2 第 4 項

盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 8 条第 4 項，第 38 条第 4 項

7 備 考

厚生労働省より，宿泊サービスの最低限の質を担保する観点から，「**指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合の事業の人員，設備及び運営に関する指針**」が示されました。宿泊サービスを行う事業者は当該指針に沿った事業運営に努めてください。

以上

担当

介護保険課事業所指定係

T E L : 019-626-7562

F A X : 019-651-1181

メール : kaigo@city.morioka.iwate.jp